

電気供給業に係る収入金額課税の  
堅持に関する要請書

原子力発電関係団体協議会

平成31年度与党税制改正大綱においては、「現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏まえながら、小売全面自由化され2020年に法的分離する電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。」とされ、今後の検討事項に位置づけられているところである。

しかしながら、原子力発電所をはじめとする大規模発電施設は、周辺環境への負荷が大きく、地元自治体や住民の十分な理解と協力を得て立地を実現し、多大な行政サービスを受益するという状況には一向に変わりがなく、小売全面自由化や送配電事業の法的分離が行われたからといって、このような他業種と異なる事業の性格・特徴が左右されるものではない。加えて、今後の我が国のエネルギー政策の大前提となる安全性の確保に向けて、電源立地都道府県が果たす役割は更に重要なものになる。

電力の小売全面自由化後も消費者の新電力への契約先の切替えは低位にとどまっており、現状は完全な自由市場の状況であるとはいえ、大手電力会社等による事実上の独占状態は継続している。

また、経済産業省及び経済団体からの要望が仮に実現すれば、全都道府県で1,500億円以上の減収が見込まれ、特に我が国の電源開発に多大な貢献をしてきた電源立地都道府県を中心に大きな減収が見込まれる。

以上のことから、現行の収入金額課税制度を堅持し、地方税収を安定的に確保すべきことを強く要請する。

令和元年11月15日

原子力発電関係団体協議会 会長  
鹿児島県知事 三反園 訓